第二十二条の三の三第二項中「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の三の三第四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同条第三項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に改める。

第二十二条の四中「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「第三十九条の四十五の六」を「第三十九条の四十八」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に、「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十三項」に、「第六十八条の十五の七第一項の」を「第六十八条の十五の八第一項後段」を「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の五第六項」を「第六十八条の十五の六第十六項」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「同項第七号」に改める。

第二十三条の三第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十第五項、第三十九条の九十の二第四項、第三十九条の九十の三第二項及び第三十九条の九十一第二項の項中「第三十九条の九十第五項」を「第三十九条の九十第七項」に改める。

第二十三条の四中「第八号に」を「第九号に」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第二十三条の五中「前条第三項第八号」を「前条第三項第九号」に改める。

第二十四条第四十項の表法人税法施行令第百五十五条の五第三号の項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の四十七第三項第二号	）又は	）若しくは
	の規定	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十七条第一項（震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の四十七第五項第一号	）又は	）若しくは
	の規定	又は震災特例法第二十七条第八項（震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定

第二十四条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の百八第一項第二号の項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に改める。

第二十九条の二第一項中「第二項第二号イ⑵」を「第二項」に、「第三項第三号」を「第四項第三号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二十八条の二第九項」を「第三十八条の二第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第三十八条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの（同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十九条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「床面積」を「家屋の床面積」に改め、同項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第二十九条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十八条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年（当該住宅用家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である場合には、二十五年）以下であることとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の二第四項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「及び法第二十五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加える部分に限る。）、第二十二条の二の二第四項の改正規定、第二十二条の二の三第三項の改正規定、第二十二条の三第二項の改正規定、第二十二条の三の二第四項の改正規定及び第二十二条の三の三第二項の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

2　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十三条の二第二項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は新築をする所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

3　新令第十八条の二第二項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に取得又は新築をする新法第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三